

## 令和 4 年度 首里城扁額製作検討委員会

# 第 1 回 委員会資料

10月3日（月） 14:00 - 17:00

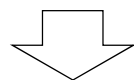
### 【資料 3】 扁額仕様（案）

- 3-1. 仕様検討の基本的な考え方
- 3-2. 詳細仕様の検討項目
- 3-3. 尚家文書の再点検
- 3-4. 琉球事例
- 3-5. 台湾事例
- 3-6. 中国事例
- 3-7. 文書・事例からの仕様（案）の整理

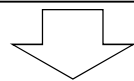
今回の首里城正殿扁額の仕様を検討する際の、基本的な考え方（根拠資料となる文書や参考事例の優先順位と留意点）を、以下に示す。

## （1）根拠資料（文書、事例）の優先順位

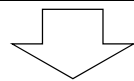
ステップ1：「尚家文書360」から得られる情報で、扁額仕様を整理する。



ステップ2：「尚家文書360」で不明瞭な部分は、琉球事例（製作者や寄贈先等を考慮）を参考とする。



ステップ3：琉球事例でも不明瞭な部分は、台湾・中国の扁額事例を参考とする。



ステップ4：文書や参考事例でも不明瞭な部分は、近年の復元技法や構造安全性等を考慮し検討する。

## （2）留意点

- ①琉球事例は、正殿に掲げられていた中国皇帝御書扁額の実物が現存していないことから、扁額に関連する製作技法が用いられていて、中国皇帝や琉球国王に関する美術工芸品・遺物等を対象とする。なお、対象が多種多様となるため、今回製作する扁額の大きさ・構造・設置方法、各部位の面積比との差異などを考慮する必要がある。
- ②台湾・中国の扁額事例は、中国皇帝御書扁額が数多く現存すること、中には琉球事例との類似・共通点も見られることから、参考とする際は、特に、尚家文書や琉球事例との整合性を考慮する必要がある。

### (1) 今回検討する主な仕様項目

今回検討する主な仕様項目を、以下に示す。

「尚家文書360」で情報を得ることができる仕様項目については、当該文書の記述に基づく。「尚家文書360」で情報を得ることができない仕様項目は、参考事例から整理する。参考事例については、扁額以外も対象に含める“琉球事例”とともに、扁額を対象とした“台湾事例”、“中国事例”とする。

主な仕様項目	内容
①額縁彫刻の文様配置等	龍文について、阿形か吽形か、爪は何本か、上り龍か下り龍か、浮彫か透彫りかなどを検討し、龍文デザインの方向性を示す。
②題字・落款印・作者名等の工法	題字・落款印・作者名などの装飾手法や断面形状を検討する。
③題字彫刻	題字の形状や厚み等について検討する。
④木地構造：額縁と地板の取り合い	額縁と地板の取り合いについて検討する。
⑤木地構造：額縁四隅の仕口	地板を含んだ四隅の仕口について検討する。

## ■令和3年度までの検討状況

尚家文書360『咸豊四年甲寅八月 御筆御表具并御額仕立日記』（以下、尚家文書）の翻刻（と一部読み下し）を行い、扁額仕様に関する情報について、文書分析ミーティング、各ワーキング部会、検討委員会において検討いただき、扁額仕様を、決定事項と継続検討事項とに整理したところである。

## ■翻刻文書の再点検による検討事項の追加

「尚家文書360」全文を再点検したところ、直接的な表現ではないが、文脈から扁額の仕様や製作手法を推察できる可能性のある箇所がいくつか散見された。

今年度の検討作業を進めるにあたり、必要となる検討事項を以下に示す。

- (1) 額縁彫刻の手法（昨年度からの継続検討事項）
- (2) 雑大箱の構造と正龍（向龍）の配置（昨年度からの継続検討事項）
- (3) 題字・落款印の製作方法（今年度新規検討事項）
- (4) 地板（鏡）内側縁取りの塗分け（昨年度からの継続検討事項）
- (5) 部材の組付けと髹漆工程の関係（今年度新規検討事項）

## ■今後の再点検作業の進め方

今後は、専門家にご協力をいただきながら、文書全体を再点検して、製作の大まかな流れや各製作工程の作業日数や製作手順を解明することなども視野に入れ、検討を進める。

項目	依頼先（案）
概訳	令和3年度に「尚家文書360」の翻刻に携わった方等へ依頼
監修	令和3年度の文書分析ミーティング参加の専門家等へ依頼

## (1) 額縁彫刻の手法（昨年度からの継続検討項目）

令和4年度第1回木工・彫刻ワーキング（2022年9月14日）において、額縁彫刻に関する根拠を補強する情報について検討したところ、額縁彫刻の手法は、昨年度検討していた「透彫」を採用することとする。

（安里委員提供資料より抜粋）※（同p.●）は全て尚家文書360読み下し文の該当ページを指す。

## 本文書における「彫」と「すか」「すけ」の用例

- 本文書では、彫刻物に対し、「彫」「彫方」「彫様」「彫物」など「彫」の用例（26例）と、「彫すか」「龍すけ」など「すか」「すけ」の用例（3例）がある。
- 「彫」「彫方」「彫様」「彫物」の「彫」は、額字・御印・額縁をふくめ額全体の彫刻を指す場合に使用している。
  - 「御額字彫様者」（同p.8）、「御額の字彫候付而ハ」（同p.21）、「御額字御印彫方相始」（同p.21）
  - 「御額并ふち彫方相始め」（同p.20）、「ふちの彫様」（同p.8）
  - 「御額彫調候節」（翻刻p.2）、「御額彫方」（同p.4・p.24）、「御額彫始」（同p.20）
- 「すか」「すけ」は、龍彫刻または龍彫刻がある「縁」（額縁）彫刻に関連して出てくる。
  - 「縁彫すか至而六ヶ敷」（同p.4）
  - 「縁雲龍彫すかニ而金箔磨」（同p.33）
  - 「彫物龍すけ用一角木切拾本」（同p.16、翻刻の「□才計」は「龍すけ」）
- 「すか」「すけ」は「彫」の内容を説明する意味がある。
- 「縁彫すか至而六ヶ敷」——「彫すか」の技法が難しいと説明。
- 琉球王国刻事例の龍彫刻には、透彫りに金薄磨が行われている例がある。
- この扁額が皇帝御書扁額であること。
- 『日本国語大辞典』（第二版、小学館2006）の「ほりすかす【彫透】透かし彫りに彫刻する」の用例に、仏像を「堀透（ホリスカ）して打たるを」（『太平記』）がある。
- 以上から、「彫すか」「龍すけ」の「すか」「すけ」は、現状では、透かし彫りと解釈するのが合理的ではないか。

## (2) 雑大箱の構造と正龍（向龍）の配置（昨年度からの継続検討項目）

扁額完成から正殿への設置までの間の保管箱である雑大箱の構造と正龍（向龍）の配置の関係に関する考察は昨年度業務から行っているが、令和4年度第1回木工・彫刻ワーキング（2022年9月14日）の際に、安里進委員より追加考察の情報提供があった。この情報より、正龍（向龍）の配置に関する検討が進展している。

咸豊四年九月十二日（読み下し文p9、原書20～21枚目）

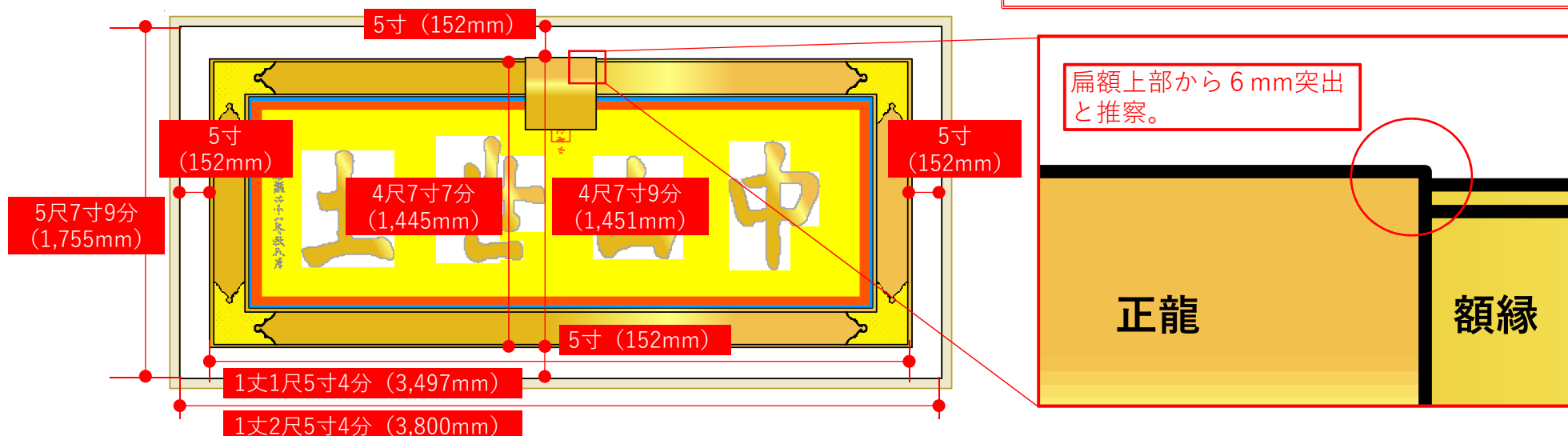
- 雑大箱壱ツ 但、長壱丈貳尺五寸四分、横五尺七寸九分、**高さ九寸、内法とさふた**・・・
  - 雑大箱の寸法：長辺1丈2尺5寸4分（3,800mm）、短辺5尺7寸9分（1,755mm）、高さ9寸（273mm）、とさふた（蓋）・・・

（昨年度からの検討内容）

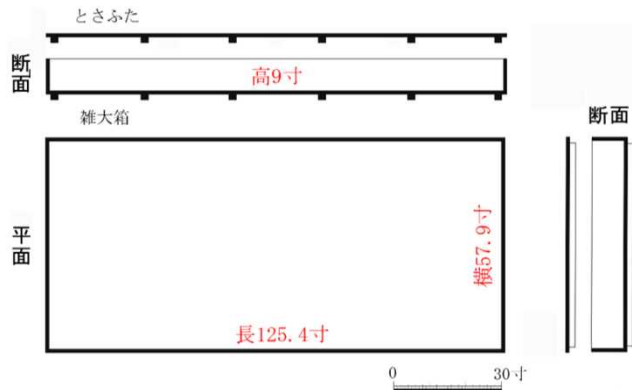
### ■ 雑大箱と扁額の寸法関係からの検討（平面寸法）

長辺方向	雑大箱	1丈2尺5寸4分（内法）
	扁額	1丈1尺5寸4分
短辺方向	雑大箱	5尺7寸9分（内法）
	扁額	4尺7寸7分（額縁部分） + 正龍突出部分

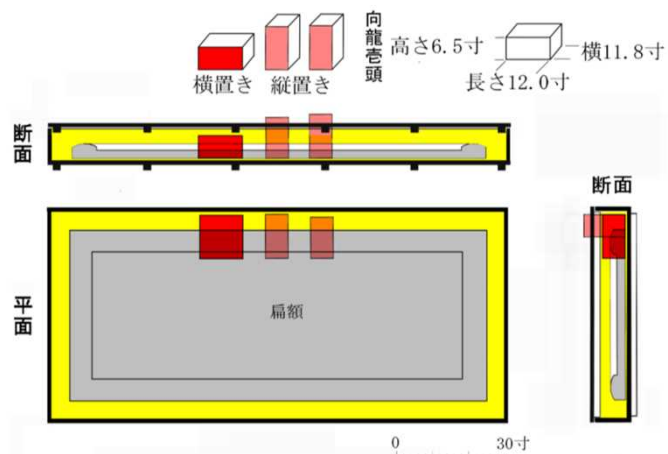
長辺方向の寸法の関係から、雑大箱が扁額より1尺大きい寸法で製作されたと仮定すると、正龍（向龍）は、扁額上部から2分（6mm）突出していたと推察される。



(安里委員提供資料より抜粋)



- 雑大箱の「とさふた」の大きさは、雑大箱の内法（125.4寸・横57.9寸・高さ9.0寸）からみて、棧が縦に数本（ここでは6本に設定）付けられていたと考えられる。
- 棧の厚さは不明だが、ここでは断面を幅2寸・高さ1.5寸に設定した。



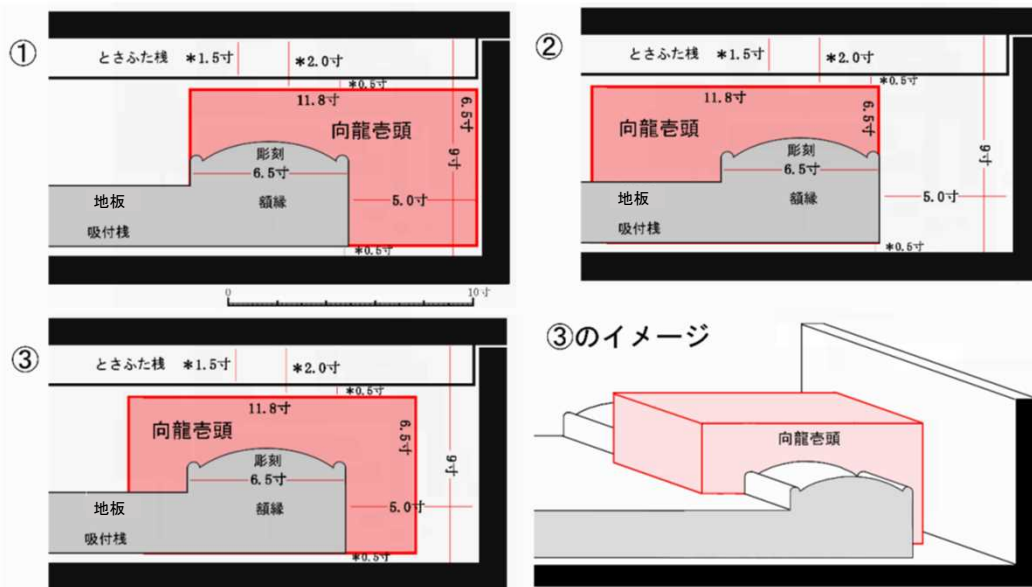
- 「向龍壺頭」の材寸法は、長さ12.0寸・横11.8寸・高さ6.5寸で、「縦置き」と「横置き」の2とおりの配置方法がある。
- 「縦置き」では高さが11.8寸または12.0寸で、いずれも雑大箱からはみ出し、「とさふた」を被せることができない。
- 「横置き」では、高さが6.5寸で、雑大箱内に十分に収まる。「とさふた」の棧に当たることもない。
- 「向龍壺頭」は、「横置き」で額縁に取り付けたと考えて良い。

- 伊是名玉御殿の祭祀で使用する道具の外箱（白木家）。蓋が「とさふた」。枚（すぎ）。五分板（約1.5cm厚）。（『玉御殿御道具帳』）
- 「二方棧」や「四方棧」（四辺に棧）と呼ばれる形式の蓋。

御近習より出ル  
 一 宣徳御香爐壺ツ  
 一 右入白木家壺ツとさふた枚五分板調焼印有ル  
 一 黄塗灰押壺ツ  
 一 錫蠟燭台壺対斤目三斤四合  
 一 黄塗蠟燭台ほんふり式ツ  
 一 金之耳御盃壺ツ兩目六匁五分  
 一 朱塗金御紋付流台壺ツ  
 一 同御酒台壺ツ  
 一 右三行人白木家壺ツとさふた枚五分板調焼印有ル

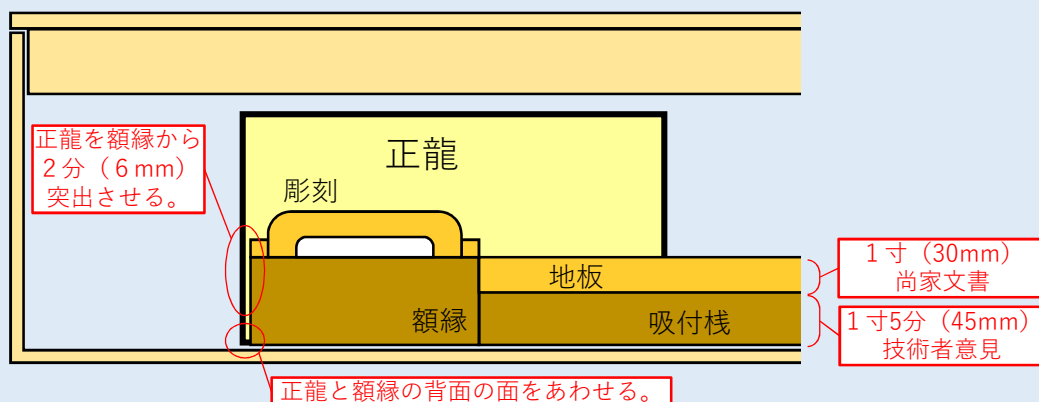
同治九年庚午八月  
 玉御殿御道具帳  
 伊平屋島

(安里委員提供資料より抜粋) ※ 「鏡板」は地板、「額鏡面」は地板の表(おもて)面を指す。



- 扁額は、箱底にクッション材用のスペースとして0.5寸を設定。
- 「向龍壺頭」の「横置き」では「とさふた」の棧まで0.5寸の余地、蓋板までは2.0寸の余地があり、問題はない。
- 横の配置は、おおむね3とおりが考えられる。
  - ① 「向龍壺頭」の左端を額縁の内側縁に合わせる。雑大箱との間にクッション材を入れる余地がなくなる。
  - ② 「向龍壺頭」の右端を額縁の外側縁に合わせる。雑大箱の間のクッション材を入れる余地は充分確保できるが、「向龍壺頭」と額鏡面の重なりが大きい。
  - ③ クッション材のスペースと額鏡面との重なりを適度に調整。

### 【今回検討(暫定案)】



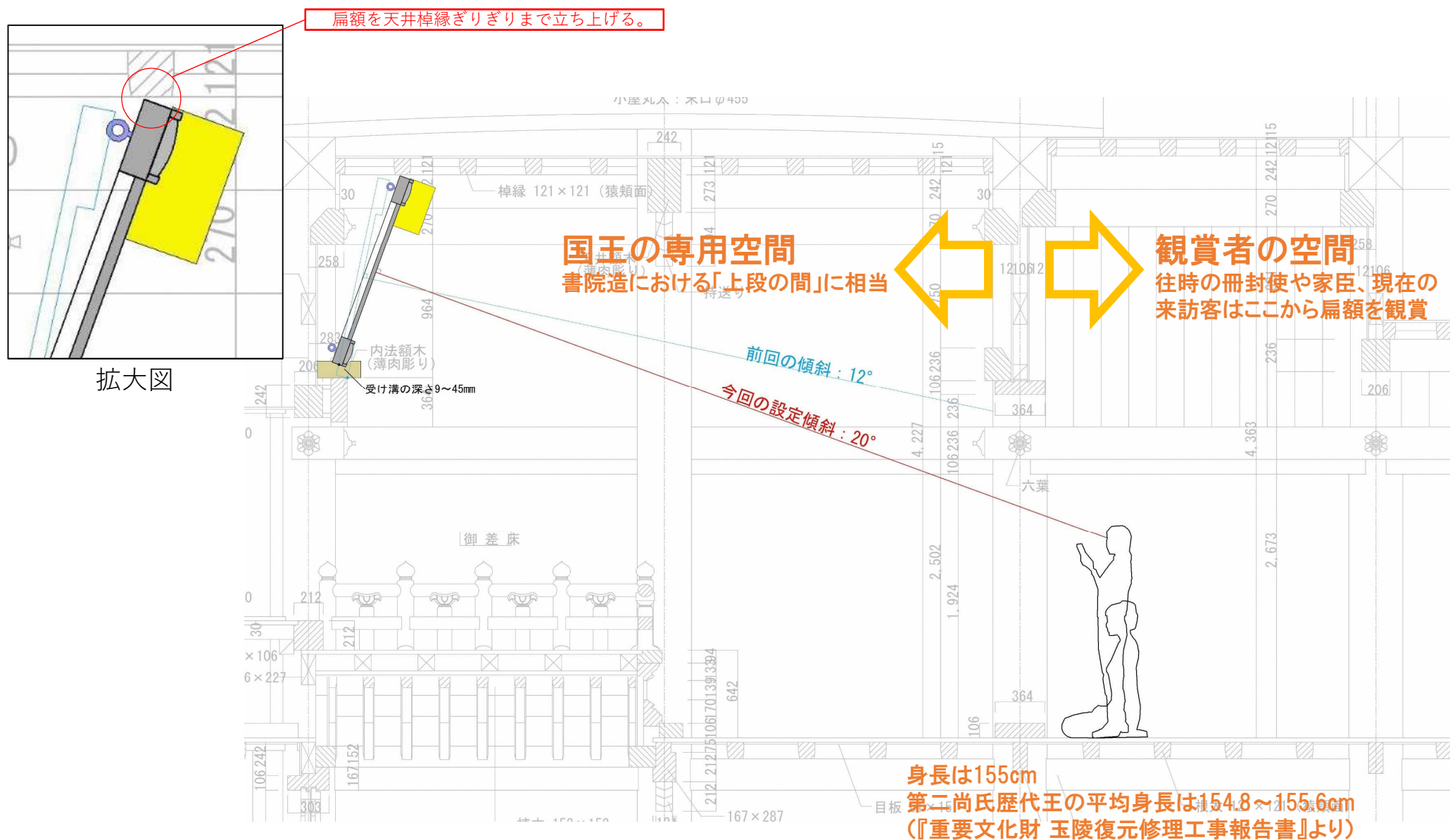
昨年度検討(正殿での設置角度等)に委員からの追加情報を加え、正龍の配置の事務局案は以下の通りとする。

- 正龍の上端は、額縁の上端から2分(6mm)突出させる。
- 正龍の背面は、額縁の背面と面を揃える。



## (参考) 正殿での設置角度 (御額持有りの場合) の検討状況

前ページの配置で正龍を取り付ける場合、正殿に設置する際に扁額を天井棹縁ぎりぎりまで立ち上げると、垂直からの傾斜角度は $20^{\circ}$ となる。側面から観賞者の視線を確認すると、これが鑑賞にふさわしい角度であることが判る。



## (3) 題字・落款印の製作方法（今年度新規検討項目）

尚家文書360には、題字を製作した際の手法が記されており、製作方法を断片的に推察できる箇所がある。

咸豊四年十月朔日（翻刻文p19、原書44枚目）

- 十月朔日 御筆鋪写方之儀、去月廿八日より取附、今日迄日数三日ニ相済候事  
附、障子紙御字之程来次調式通鋪写方仕、内巻通御額臺ニ押附、御用巻通御額圖ニ押付御用ニ而候也
  - 10月1日 皇帝御筆の敷き写しについて、先月28日より取り掛かっている。  
障子紙を継ぎ調えたもの2通に敷き写し、1通は扁額への転写用、1通は御額図への転写用である。

咸豊四年十月三日（翻刻文p21、原書50枚目）

- 十月三日 御額字并ふち彫方相始候付、大夫并漢字御右筆主取・奉行携之面々、先年御仕立之御額御字賦并冠  
■ 拝合鋪写之御字御印御額臺ニ賦方仕、大夫并漢字御右筆主取・奉行・當御見分相済、表具師主取江押調させ  
御仕口取附候事
  - 10月3日 額字と額縁の彫刻作業を始めるにあたり、（担当の役人たちは）以前仕立てた扁額の字の配置と、冠■とを見合わせ、敷き写した字や落款印を御額台に配置し、（担当の役人たちの立会いのもと）表具師主任へ転写させ、作業に取り掛かった。

咸豊四年十月四日（翻刻文p22、原書51枚目）

- 十月四日 御筆之御額字御印彫方、去三日より取附同六日迄相仕廻候付、・・・
  - 10月4日 御筆の額字と落款印の彫刻作業は、去る3日より取り掛かり、6日までには完了できるので、・・・

## 【今回検討（案）】

- 題字の表現が浮彫か肉合彫か、またはそれ以外の技法かは、尚家文書からは特定できない。
- 10月4日の記述から、落款印は彫刻による表現であり、題字と並行作業を行っている点から、題字と共通の表現であったと推察される。

## (4) 地板（鏡）内側縁取りの塗分け（昨年度からの継続検討項目）

尚家文書№360には、地板（鏡）の縁取りの色の塗分けに関する記載が2か所ある。（読み下し文p18下段及び同p32下段）

文書内の前後関係から、前者は「扁額製作における下図に関するもの」で、後者は「扁額の仕立てに関するもの」とであると推察されるが、**それぞれの記載内容には相違点があるため**、縁取りの色の塗分けについては、検討が本年度に持ち越された。

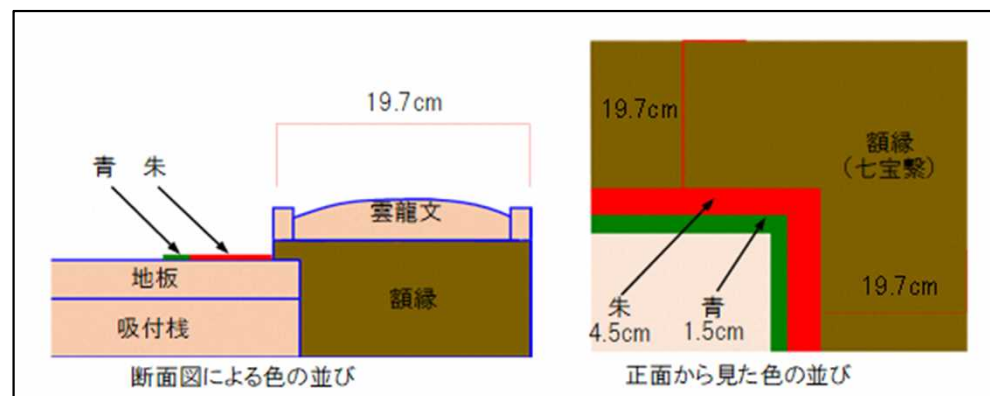
《扁額製作における下図に関する記述》 咸豊四年（1854年）九月廿九日（読み下し文p18、原書43枚目）

- 一同廿九日、御額惣程来枚原紙二次調、**外四方五分完黒へり、鏡内四方五分完青へり、壹寸五分完赤へり、五分完黒へり彩分ケ**、縁雲龍之絵様并くうちんかあ書調方相済候
  - 外側の四方は5分（1.5cm）ずつ黒縁、地板（鏡）内四方に5分（1.5cm）ずつ青縁、1寸5分（4.5cm）ずつ赤縁、5分（1.5cm）ずつ黒縁と色分け

《扁額の仕立てに関する記述》 咸豊四年十一月十日（読み下し文p32、原書77枚目）

- 附、鏡黄色塗、御字金薄磨、御印朱塗、**鏡四方青ぬり、ヒ五分、朱塗ヒ壹寸五分**、縁雲龍彫すかニ而金薄磨、縁側四方真ぬり、御額後墨ほくり帰シ塗調候也
  - 地板（鏡）の四方は青塗幅5分（1.5cm）、朱塗幅1寸5分（4.5cm）

## 【昨年度検討段階のイメージ図と解釈】



## 【昨年度までの検討】

文書の2か所の記載では、朱塗と青塗の幅は一致しているものの、p18で書かれている「黒へり」がp32では記載がなくなっているため、どこが黒縁なのか判断ができなかった。

## 【今回検討（案）】

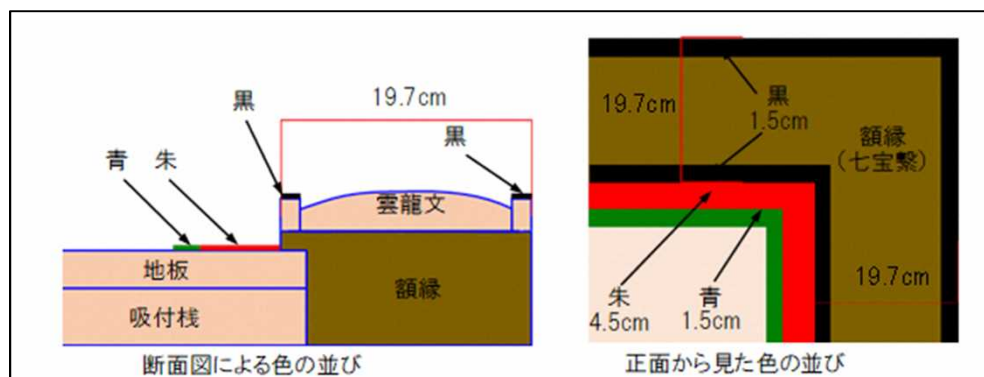
読み下し文p18（扁額製作における下図に関する記述）

- 一同廿九日、御額惣程来枚原紙二次調、**外四方五分完黒へり**、**鏡内四方五分完青へり**、**壹寸五分完赤へり**、**五分完黒へり彩分ケ**、縁雲龍之絵様并くうちんかあ書調方相済候

読み下し文p32（扁額の仕立てに関する記述）

- 附、鏡黄色塗、御字金薄磨、御印朱塗、**鏡四方青ぬり**、**ヒ五分**、**朱塗ヒ壹寸五分**、縁雲龍彫すか二而金薄磨、**縁側四方真ぬり**、御額後墨ほくり帰シ塗調候也

- 文書の2か所の記載内での「黒」の要素の対応を、p18の「黒へり」と、p32の「真ぬり（黒い漆塗り）」と仮定する。
- P18「黒へり」の位置は、外四方及び地板（鏡）内四方。P32「真ぬり」の位置は、縁側四方。上の仮定に従うと、外四方及び地板（鏡）内四方と縁側四方は同一箇所を指している。
- P18の下図に関する記述には、雲龍文や七宝繫に関する説明も併記されているため、下図は正面図として書かれていたと推察される。ここから、外四方及び地板（鏡）内四方や、縁側四方は正面から認識できる箇所であると考えられる。
- iiiより、縁側四方の「側」は、縁の側面ではなく縁の両サイドの「へり」を指していると考えられる。
- 以上より、扁額の縁の塗分けや形状は以下の通りであったと解釈する。



- 以上の解釈は、額縁彫刻は二重の枠が廻る形状であるということを補足すると考えられる。
- 額縁彫刻の枠は黒色であり、その幅は5分（1.5cm）である。
- 地板（鏡）の縁取りは、内側から青5分（1.5cm）、朱1寸5分（4.5cm）である。
- P18では外四方→黒、鏡内四方→青、赤、黒とあり、内側の黒が「鏡内」となっているが、これは下図を見た当時の役人が、内側の黒までが地板（鏡）の縁だと解釈していた可能性がある。

## (5) 部材の組付けと髹漆工程の関係 (今年度新規検討項目)

尚家文書№360には、木工・彫刻分野が概ね済み、髹漆・加飾分野に移行する際の工程が記されている。ここから、製作の手法を推察する。

咸豊四年十月廿日（読み下し文p26、原書62枚目）

- 御額縁彫方相仕廻候付、普請奉行并加勢筆者・大工・細工人登■城致させ、縁惣閉合申付并相済候付、早速銅かせかい四刃、四角江裏より相調させ、貝摺主取江こくそ詰仕鏡布下着壺へん地相始候事

附、鏡兼而塗方いたし候而ハ、惣閉合之砌差障候付、右通閉合させ塗方取附候也

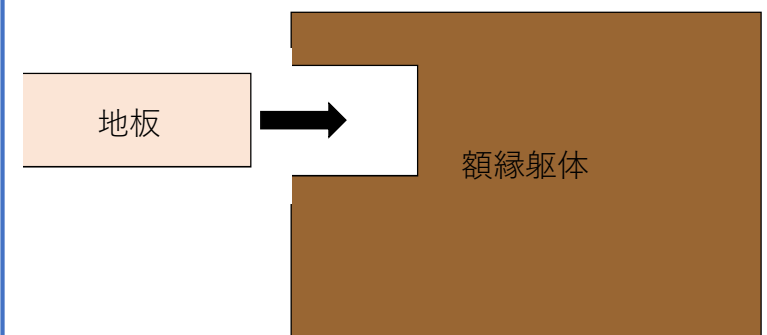
- 額縁を全て組付けるように申し付け、それが済んだので、早速銅かすがい4つを扁額の四隅の裏側に打たせ、漆器製作主任は刻苧詰めし、地板（鏡）に布着せをし、壺辺地を始めた。

附、地板（鏡）を予め塗ってからでは、全て組付ける際に差し障りがあるので、上記のように組付けてから塗りの工程に取り掛かる。

## 【今回検討（案）】

- 当時の製作工程は、額縁をすべて組付けてから塗り工程に移行していた、あらかじめ地板を塗ってからでは差し障りがあるため、組付けてから塗る、と読み取れる。

※一方、技術者に聞き取りした結果、地板・吸付棧・額縁躯体を組み合わせた後に髹漆を行うと、木地が漆を吸って3部材がくっついてしまい、部材単位の変形を吸収できなくなるとのことであった。



地板が額縁の溝に嵌まる構造

## ※琉球事例一覧

No.	題字	製作	揮毫	横×縦×厚 (cm)	地板 樹種	棧・地板 と額縁	額縁仕口	額縁				題字		落款印		備考
								龍/爪	火焰宝 珠	四隅	技法	断面形状	厚 (cm)	表現	厚 (cm)	
①	致和	1738	尚敬 (6)	128.5×54. 0×7.0	不明 (スギ、 ヒノキ 等想定)	棧無し 地板は額 縁に差込	表斜め突 合、 裏垂直突 合	不明/不明	不明	七宝繫文	沈金	木彫貼り 付け(蒲 鉾形)	0.6	輪郭まわり 彫り込み、 表面に髹漆	0.2内 外か	内間御殿 由来
②	高牖 延薫	1756 か	全魁	203.7×82. 5 (厚不明)	不明 (エゴ ノキ、 ヒノキ 等想定)	不明	表水平 突合 (裏不明)	6, 上辺2阿 咩 側辺ずつ 阿咩下り 下 辺阿咩2/4	2, 上 辺中央 下辺中 央	七宝繫文	箔 絵	肉合彫	不明	印影周 り・余白の 彫り込みと 印影自体の 線彫りの2 種	不明	写真なく 裏面不明
③	莊嚴 国土	1756	周煌	166.5×45 (厚不明)	不明	不明	表水平 突合 (裏不明)	6, 上辺2阿 咩 側辺1ずつ 阿咩下り 下 辺阿咩2/4	2, 上 辺中央 下辺中 央	七宝繫文	箔 絵	肉合彫	0.5内 外か	印影周り・ 余白の彫り 込みと、印 影自体の線 彫りの2種	0.2内 外か	補強材に より棧の 有無不明 、円覚寺 龍淵殿旧 蔵
④	琉球 王国 事例 A	不明	-	134.5×88. 7 (厚不明)	不明	棧は水平 突合地板 は枠に差 込と想定	表・裏と も水平突 合	5, 上辺1阿 側辺1ずつ阿 咩下り 下辺2 阿咩/4	1, 上 辺中央	七宝繫文	透 彫	金字書	-	無し	-	額縁躯体 部と地板 が揃い、 漆芸で一 体化
⑤	奕世 忠良	不明	蕭崇基	156×49 (厚不明)	不明	(額縁は 後補か)	(額縁は 後補 か)	不明/不明	不明	不明	不明	肉合彫	0.4内 外か	無し	-	
⑥	龍王 殿	不明	鄭週筆 か	131×54 (厚不明)	不明	棧は額縁 に差込 地板は縁 切り	表斜め 突合、 裏水平 突合	不明/不明	不明	不明	不明	肉合彫	0.4内 外か	無し	-	
⑦	澤敷 海國	不明	中山王 世子尚 哲	157.5×67 (厚不明)	不明	不明	表斜め 突合 (裏不明)	6, 上辺阿咩 側辺阿咩下り 下辺阿咩		七宝繫文	箔 絵	肉合彫	不明	無し	-	

## ※台湾事例一覧

No.	題字	製作	揮毫帝 (代)	横×縦×厚 (cm)	地板 樹種	棧・地板 と額縁	額縁仕口	額縁 (全て、底は紅色・表面金箔貼)				題字		落款印		備考
								龍／爪	火焰宝珠	四隅	技法	断面形 状	厚(cm)	表現	厚 (cm)	
①	萬世師表	1684	康熙 (4)	478×173×12	杉	額縁に差込	表面斜め突合、裏面水平突合	9, 上辺正龍1+阿2 側辺1ずつ阿上り下辺阿4/5	3, 上辺2 下辺中央	下方左右隅に海水江涯文	浮彫	長方形	2.0	浮彫	1.2	墨書現存
②	生民未有	1724	雍正(5)	265.8×91.3×5.5	杉	額縁に差込	全面斜め突合	9, 上辺正龍1+阿2 側辺1ずつ阿上り下辺阿4/5	7, 上辺2 左右辺上部1 下辺3	下方左右隅に海水江涯文	浮彫	長方形	1.8	浮彫	1.6	
③	與天地參	1739	乾隆 (6)	392.8×124×12	杉	額縁に差込	表面斜め突合、裏面垂直突合	9, 上辺正龍1+阿側辺阿1ずつ上り下辺阿4/5	5, 上辺2 左右辺上部1 下辺中央1	下方左右隅に海水江涯文	浮彫	長方形	1.7	浮彫	0.28	
④	聖集大成	1798	嘉慶 (7)	375×113.5×8	杉	額縁に差込	表面斜め突合、裏面水平突合	13, 上辺正龍1+阿4 側辺阿上り1・下り1ずつ下辺阿4/5	1, 下辺中央	無し	浮彫	長方形	2.3	浮彫	1.1	
⑤	聖協時中	1821	道光 (8)	337.8×108×7	杉	額縁に差込	彫刻面斜め突合、軀体水平突合せ※古い扁額流用面取りあり	9, 上辺正龍1+阿2 側辺1ずつ阿下り下辺阿4/5	無し	無し (下方中央に海水江涯文)	透彫	蒲鉾形	1.9	浮彫	1.6	「天衡保軸」を再利用
⑥	德齋懣載	1851	咸豊 (9)	467.2×154.2×7.2	杉	額縁に差込	彫刻面斜め突合、軀体水平突合面取りあり	9, 上辺正龍1+阿2 側辺1ずつ阿下り下辺阿4/5	1, 下辺中央	無し (上方4箇所・下方3箇所に海水江涯文)	透彫	蒲鉾形	1.5	浮彫	1.6	地板龍5頭
⑦	聖神天縱	1862	同治 (10)	380.5×127.5×10.2	杉	額縁に差込	彫刻面斜め突合、軀体水平突合面取りあり	9, 上辺正龍1+阿2 側辺1ずつ阿下り下辺阿4/5	1, 下辺中央	四隅に蟠螭文	透彫	長方形	1.8	浮彫	1.6	正面龍取付
⑧	斯文在茲	1881	光緒 (11)	381×126.8×7	杉	額縁に差込	彫刻面斜め突合、軀体水平突合	9, 上辺正龍+阿2 側辺1ずつ阿下り下辺阿4/5	1, 下辺中央	四隅に蟠螭文	透彫	長方形	1.7	浮彫	1.5	正面龍取付

## ※中国事例一覧

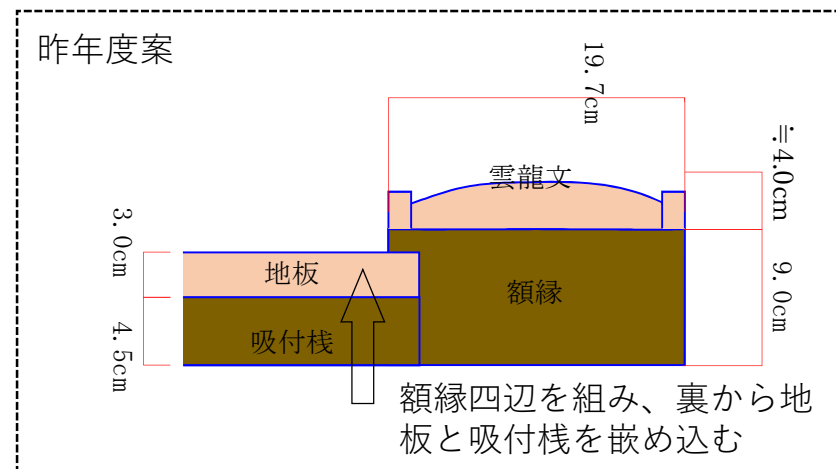
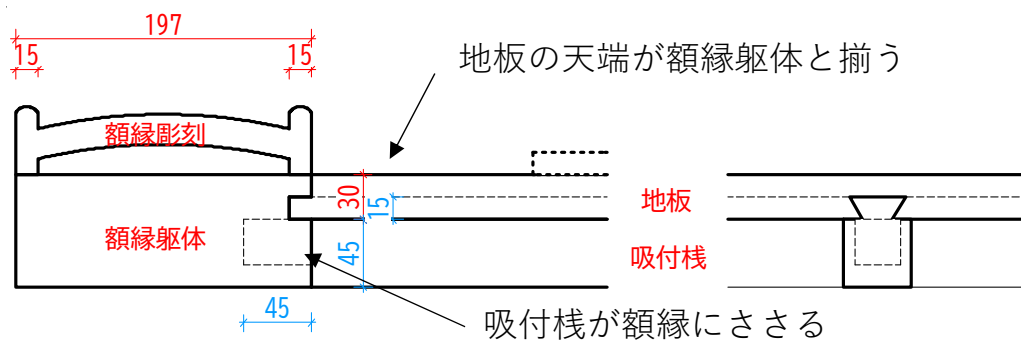
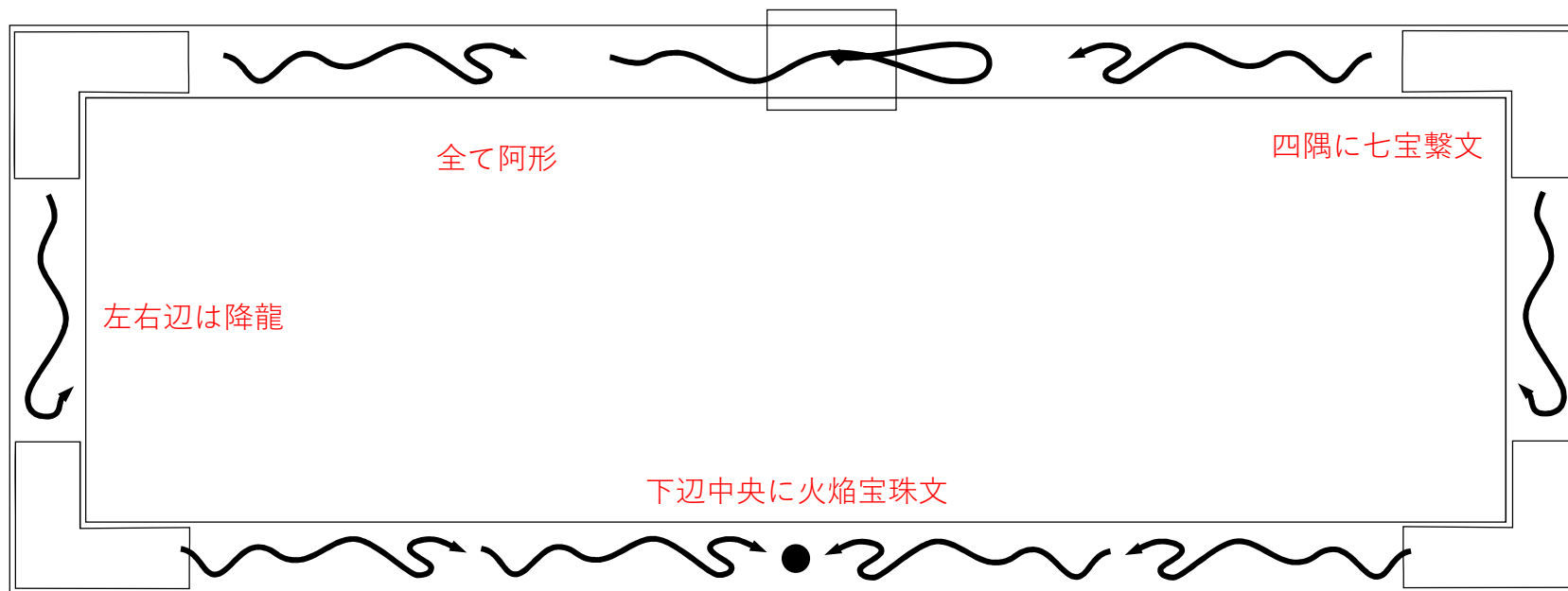
No.	題字	製作	揮毫	横×縦×厚 (cm)	地板 樹種	棧・地 板と額 縁	額縁 仕口	額縁				題字		落款印		備考
								龍／爪	火焰宝珠	四隅	技法	断面形 状	厚 (cm)	表現	厚 (cm)	
①	避暑 山莊	1711	康熙 (4)	278×129	不明	不明	不明	6, 上辺阿2 側辺1ずつ阿上り 下辺阿2 / 5	2, 上下辺中央	-	丸彫と 浮彫の 折衷	不明	不明	不明	-	棧の 有無 不明
②	令儀 淑徳	1735 ～ 1741	乾隆 (6)	220or240 ×80	不明	不明	不明	9, 上辺正龍+阿2 側辺1ずつ阿下り 下 辺阿2 / 5	1, 下辺中央	-	丸彫と 浮彫の 折衷	肉合彫	不明	不明	-	棧の 有無 不明
③	紫気 東来	1757 頃	乾隆 (6)	不明	不明	不明	不明	9, 上辺正龍+阿2 側辺1ずつ阿下り 下辺阿4 / 5	1, 下辺中央	-	丸彫と 浮彫の 折衷	不明	不明	不明	-	棧の 有無 不明



### 3-7. 文書・事例からの仕様（案）の整理

今回の検討を踏まえて根拠を整理したところ、仕様（案）を下表のように設定する。

項目	部位	内容	根拠
木工	地板	・ 5 枚程度（幅21.8cm）	・ 木材の市場（流通）性及び木かすがいの施工性を考慮、台湾事例の幅も参考（17～29cm）
		・ 柂目材	・ 変形が生じる危険性を可能な限りなくすため
		・ 額縁躯体と表面の高さが揃う	・ （額縁躯体が額縁彫刻と分かれているもの）琉球事例、台湾事例
		・ 額縁に溝を彫り差し込む	・ 琉球事例、台湾事例（中国事例は情報が無く不明）
額縁彫刻枠	・ 額縁枠の設置	・ 尚家文書360記載の姿図、琉球事例、台湾事例	
棧	・ 吸付棧とし額縁に差し込む	・ 琉球事例、台湾事例（中国事例は情報が無く不明）	
彫刻	額縁彫刻	・ 透彫 ・ 接着と太柄（ダボ）による取付	・ 尚家文書360の「彫すか」を透彫と解釈 ・ 円覚寺方丈（龍淵殿）の透かし欄間を同時代事例とする ・ 取付は琉球王国事例Cを参考に接着を基本とし、さらに強度確保
	龍	・ 9 頭（琉球事例の 7 頭または 5 頭も検討）	・ 尚家文書360では「向龍壺頭」とあり、同様な琉球事例では奇数配置（琉球事例では上辺に壺頭で龍 1 つの事例あり） ・ 中国事例・台湾事例における題字 4 字の皇帝揮毫扁額事例は 9 龍が多数
		・ 上辺は正龍（頭部）含め 3 頭、下辺は 4 頭、左右辺それぞれに下り龍で 2 頭	・ 台湾・中国事例をもとに配置、ただし左右辺は琉球事例をもとに下り龍
		・ 阿形（中国皇帝下賜の琉球事例は阿吽形）	・ 中国皇帝下賜を含めた琉球事例より ・ 中国事例、台湾事例、皇帝勅書
		・ 5 本爪	・ 中国皇帝下賜の琉球事例、中国事例、台湾事例、皇帝勅書（皇帝揮毫で皇帝のシンボルのため）は五本爪
		・ 龍の背景に雲文	・ 尚家文書360の記載【資料 3 P4】
	四隅	・ 七宝繫文	・ 尚家文書360の記載
	火焰宝珠	・ 下辺中央に 1 つ	・ 琉球事例で正龍で四隅に七宝繫文の配置、下辺中央に火焰宝珠が 1 つ配置 ・ 台湾事例で四隅に蟠螭文の配置で、下辺中央に火焰宝珠が 1 つ配置
	題字	・ 文字彫刻は貼付けで断面形状は蒲鉾型 ・ 接着と釘による取付	・ 琉球事例「致和」の題字の断面は蒲鉾型（台湾事例では薄板状が多数） ・ 取付は「致和」を参考に接着を基本とし、さらに強度確保
	落款印	・ 印形は貼付け、印影は金箔磨（金磨）で内側は朱塗	・ 尚家文書360では御筆額字と落款印は彫刻作業と記載 ・ 大型扁額で立体的に印形を形作るため薄板から切り出し貼り付ける
皇帝銘	・ 上記、題字と同じ	・ 上記、題字・落款印と同じ	



- ・昨年度は地板と額縁躯体を別々に髹漆してからの組み立てとしていたが、地板のホゾ・吸付棧のホゾを額縁に嵌めるため、技術者への聞き取りをもとに、工程手順の一部変更を検討する。